

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係	措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係
(用語の意義)	(用語の意義)
4の2-1 (省略)	4の2-1 (同左)
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 財形住宅貯蓄限度額変更申告書 <u>措置法第4条の2第5項</u> に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書をいう。	(3) 財形住宅貯蓄限度額変更申告書 <u>措置法令第2条の14第1項((財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の記載事項及び提出))</u> に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書をいう。
(4) (省略)	(4) (同左)
(5) 財形住宅貯蓄勤務先異動申告書 <u>措置法令第2条の19第1項((財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書))</u> に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書をいう。	(5) 財形住宅貯蓄勤務先異動申告書 <u>措置法令第2条の19</u> ((財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書))に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書をいう。
(6)～(11) (省略)	(6)～(11) (同左)
(12) 財形住宅貯蓄非課税限度額 ……………、同令第2条の14第1項第5号(<u>財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の記載事項及び提出</u>))に掲げる変更後の最高限度額)をいう。	(12) 財形住宅貯蓄非課税限度額 ……………、同令第2条の14第1項第5号に掲げる変更後の最高限度額)をいう。
(13)～(28) (省略)	(13)～(28) (同左)
(29) 財形年金貯蓄限度額変更申告書 <u>措置法第4条の3第5項</u> に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。	(29) 財形年金貯蓄限度額変更申告書 <u>措置法令第2条の31</u> において準用する同令第2条の14第1項(<u>財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の記載事項及び提出</u>))に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。
(30)～(31) (省略)	(30)～(31) (同左)
(郵便等により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合)	(郵便等により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合)
4の2-8 ……………、育児休業等期間変更申告書、 <u>財形住宅貯蓄廃止申告書又は措置法令第2条の18第4項若しくは第2条の19第2項の書類</u> (以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、……………。	4の2-8 ……………、育児休業等期間変更申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書(以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、……………。
(注) ……………、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における <u>受理日付</u> のほか、……………。	(注) ……………、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における <u>受理日付印</u> のほか、……………。

改 正 後	改 正 前
(勤務先の異動及び住所等の変更又は財形住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が同時に行われた場合の手続) 4 の 2 - 20 ……………、事務代行先の変更又は当該申告書に係る財形住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が行われた場合には、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書又は転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書（措置法令第 2 条の 20 第 1 項の規定による申告書に限る。）と財形住宅貯蓄異動申告書とを、これらの異動事由を一括して記載した一の書面により、<u>措置法令第 2 条の 19 第 1 項又は同令第 2 条の 20 第 1 項に規定する「前の勤務先がその者の勤務先に該当しないこととなった日」から起算して 2 年を経過する日（同項に規定する新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場合には、当該金銭の払込みをする日）までに、……………。</u> <u>(注) 上記の勤務先の異動があったことに伴い、事務代行先の変更又は勤労者が提出した財形住宅貯蓄申告書に係る財形住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が行われた場合において、措置法令第 2 条の 18 第 4 項及び同令第 2 条の 19 第 2 項の規定により、異動後の勤務先の長が、当該勤労者の財形住宅貯蓄異動申告書及び財形住宅貯蓄勤務先異動申告書の提出に代えて提出する書類についても、上記と同様に、これらの異動事由を一括して記載した一の書面によることとして差し支えない。</u>	(勤務先の異動及び住所等の変更又は財形住宅貯蓄の移管が同時に行われた場合の手続) 4 の 2 - 20 ……………、事務代行先の変更又は当該申告書に係る財形住宅貯蓄の移管が行われた場合には、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書又は転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書（措置法令第 2 条の 20 第 1 項の規定による申告書に限る。）と財形住宅貯蓄異動申告書とを、これらの異動事由を一括して記載した一の書面により、<u>措置法令第 2 条の 19 又は同令第 2 条の 20 第 1 項に規定する「前の勤務先がその者の勤務先に該当しないこととなった日」から起算して 2 年を経過する日（同項に規定する新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場合には、当該金銭の払込みをする日）までに、……………。</u> (勤務先の名称又は所在地の変更等があった場合における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)
4 の 2 - 21 削除	4 の 2 - 21 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者（海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者を除く。）につき、その申告書に記載した賃金の支払者、勤務先及び事務代行先についてその名称若しくは所在地の変更があった場合、又はこれらの変更に伴い現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を同一の金融機関の他の営業所等に変更し、かつ、当該財形住宅貯蓄の全てを当該他の営業所等に移管する場合には、<u>財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にその勤労者の措置法第 4 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長）に提出することとして差し支えない。</u> (1) 当該勤労者の氏名、住所及び個人番号 (2) 当該賃金の支払者の変更前及び変更後の名称又は所在地 (3) 当該勤務先の変更前及び変更後の名称又は所在地

改 正 後	改 正 前
4の2-21の2 <u>削除</u> (出国時勤務先以外の勤務先へ勤務することとなった場合) 4の2-29 ……………、その勤務先が出国時勤務先以外の勤務先（当該継続適用申告書に記載した賃金の支払者以外の者の勤務先を含む。以下<u>この項</u>において「他の勤務先」と	(4) <u>当該事務代行先の変更前及び変更後の名称又は所在地</u> (5) <u>財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を変更する場合にあっては、変更後の営業所等の名称及び所在地並びに変更の理由</u> (6) <u>当該勤務先に係る賃金の支払者（個人を除く。）又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</u> (勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例) 4の2-21の2 <u>財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者に係る特定賃金支払者である賃金の支払者が、事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしたとき、当該事務の委託をやめたとき若しくは当該委託に係る事務代行先を変更したとき、又は当該賃金の支払者が特定賃金支払者でなくなったときは、財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該賃金の支払者に係る勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にその勤労者の措置法第4条の2第1項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長）に提出することとして差し支えない。</u> (1) <u>当該勤労者の氏名、住所及び個人番号</u> (2) <u>当該賃金の支払者の名称及び所在地</u> (3) <u>当該勤務先の名称及び所在地</u> (4) <u>当該事務代行先（事務代行先を変更した場合には、当該変更前及び変更後の事務代行先）の名称及び所在地</u> (5) <u>財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地</u> (6) <u>当該勤務先に係る賃金の支払者（個人を除く。）又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</u> (注) <u>事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている賃金の支払者が、当該事務代行団体から当該事務の委託を解除された場合においても、上記の取扱いを適用する。</u> (出国時勤務先以外の勤務先へ勤務することとなった場合) 4の2-29 ……………、その勤務先が出国時勤務先以外の勤務先（当該継続適用申告書に記載した賃金の支払者以外の者の勤務先を含む。以下<u>4の2-30まで</u>において「他の勤務

改 正 後	改 正 前
いう。)であるときは、……………。 (転任があった場合の書類の送付) 4の2-34 措置法令第2条の19第1項第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先（海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。）から当該他の勤務先に送付する書類には、……………、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し（同項第2号に<u>定める</u>書類を含み、同項第3号に<u>定める</u>書面の写し及び同項第4号に<u>定める</u>書類の写しを除く。）が含まれることに留意する。この場合において、<u>措置法規則第3条の6第9項ただし書</u>((金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等))の規定により、……………。 (退職があった場合の書類の写しの送付) 4の2-35 措置法令第2条の19第1項第2号に規定する「<u>申告書及び書類の同項に規定する写し</u>」には、……………。 (1)～(2) (省略)	先」という。)であるときは、……………。 (転任があった場合の書類の送付) 4の2-34 措置法令第2条の19第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先（海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。）から当該他の勤務先に送付する書類には、……………、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し（同項第2号に<u>掲げる</u>書類を含み、同項第3号に<u>掲げる</u>書面の写しを除く。）が含まれることに留意する。この場合において、<u>措置法規則第3条の6第8項</u>((金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等))の規定により、……………。 (退職があった場合の書類の写しの送付) 4の2-35 措置法令第2条の19第2号に規定する「<u>書類の写し</u>」には、……………。 (1)～(2) (同左)

改 正 後		改 正 前	
(財形住宅貯蓄申告書の受理届)		(財形住宅貯蓄申告書の受理届)	
4 の 2 - 43 (省略)		4 の 2 - 43 (同左)	
財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書		財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書	
税務署長殿		税務署長殿	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
勤 務 先 の	所 在 地		
	名 称		
	長 の 氏 名		
賃金の支払者の	所 在 地		
	名 称		
	個人番号又は 法 人 番 号		
事務代行先の	所 在 地		
	名 称		
	法 人 番 号		
租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。		租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。	
勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日	勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日	財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日

改 正 後		改 正 前																																																					
措置法第4条の3（（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税））関係		措置法第4条の3（（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税））関係																																																					
（用語の意義）		（用語の意義）																																																					
4の3－1 （省略）		4の3－1 （同左）																																																					
(1) （省略）		(1) （同左）																																																					
(2) 財形年金貯蓄限度額変更申告書 措置法第4条の3第5項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。		(2) 財形年金貯蓄限度額変更申告書 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の14第1項（（財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の記載事項及び提出））に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。																																																					
(3) （省略）		(3) （同左）																																																					
(4) 財形年金貯蓄勤務先異動申告書 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の19第1項（（財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書））に規定する財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書をいう。		(4) 財形年金貯蓄勤務先異動申告書 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の19（（財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書））に規定する財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書をいう。																																																					
(5)～ ⁽²²⁾ （省略）		(5)～ ⁽²²⁾ （同左）																																																					
（財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用）		（財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用）																																																					
4の3－2 （省略）		4の3－2 （同左）																																																					
<table><tr><th>項目</th><th>準用する項</th></tr><tr><td>(1)～(17) （省略）</td><td>(省略)</td></tr><tr><td><u>(18)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(19)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(20)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(21)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(22)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(23)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(24)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(25)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(26)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(27)</u></td><td>.....</td></tr></table>		項目	準用する項	(1)～(17) （省略）	(省略)	<u>(18)</u>		<u>(19)</u>		<u>(20)</u>		<u>(21)</u>		<u>(22)</u>		<u>(23)</u>		<u>(24)</u>		<u>(25)</u>		<u>(26)</u>		<u>(27)</u>		<table><tr><th>項目</th><th>準用する項</th></tr><tr><td>(1)～(17) （同左）</td><td>(同左)</td></tr><tr><td><u>18</u> 勤務先の名称又は住所地の変更等があった場合における財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例</td><td><u>4の2－21</u></td></tr><tr><td><u>19</u> 勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例</td><td><u>4の2－21の2</u></td></tr><tr><td><u>(20)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(21)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(22)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(23)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(24)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(25)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(26)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(27)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(28)</u></td><td>.....</td></tr><tr><td><u>(29)</u></td><td>.....</td></tr></table>		項目	準用する項	(1)～(17) （同左）	(同左)	<u>18</u> 勤務先の名称又は住所地の変更等があった場合における財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例	<u>4の2－21</u>	<u>19</u> 勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例	<u>4の2－21の2</u>	<u>(20)</u>		<u>(21)</u>		<u>(22)</u>		<u>(23)</u>		<u>(24)</u>		<u>(25)</u>		<u>(26)</u>		<u>(27)</u>		<u>(28)</u>		<u>(29)</u>	
項目	準用する項																																																						
(1)～(17) （省略）	(省略)																																																						
<u>(18)</u>																																																							
<u>(19)</u>																																																							
<u>(20)</u>																																																							
<u>(21)</u>																																																							
<u>(22)</u>																																																							
<u>(23)</u>																																																							
<u>(24)</u>																																																							
<u>(25)</u>																																																							
<u>(26)</u>																																																							
<u>(27)</u>																																																							
項目	準用する項																																																						
(1)～(17) （同左）	(同左)																																																						
<u>18</u> 勤務先の名称又は住所地の変更等があった場合における財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例	<u>4の2－21</u>																																																						
<u>19</u> 勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形年金貯蓄異動申告書の提出の特例	<u>4の2－21の2</u>																																																						
<u>(20)</u>																																																							
<u>(21)</u>																																																							
<u>(22)</u>																																																							
<u>(23)</u>																																																							
<u>(24)</u>																																																							
<u>(25)</u>																																																							
<u>(26)</u>																																																							
<u>(27)</u>																																																							
<u>(28)</u>																																																							
<u>(29)</u>																																																							

改 正 後			改 正 前		
<u>(28)</u>			<u>(30)</u>		
<u>(29)</u>			<u>(31)</u>		
<u>(30)</u>			<u>(32)</u>		
<u>(31)</u>			<u>(33)</u>		
<u>(32)</u>			<u>(34)</u>		
<u>(33)</u>			<u>(35)</u>		
<u>(34)</u>			<u>(36)</u>		
<u>(35)</u>			<u>(37)</u>		
<u>(36)</u>			<u>(38)</u>		
<u>(37)</u>			<u>(39)</u>		
<u>(38)</u>			<u>(40)</u>		

(財形年金貯蓄申告書の受理届)

4 の 3 - 14 (同左)

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

勤 務 先 の	所 在 地	
	名 称	
	長 の 氏 名	(印)
賃金の支払者の	所 在 地	
	名 称	
	個人番号又は 法 人 番 号	
事 務 代 行 先 の	所 在 地	
	名 称	
	法 人 番 号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日

改 正 後	改 正 前
措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係 (委託等の期間の通算) 8－4 ……………、その収益の分配の支払を受ける金融機関以外の者の委託等がされていた期間(同条第6項に規定する委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間をいう。以下8－5までにおいて同じ。)がある場合には、………、その期間も措置法規則第4条第5項((金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間」に含まれるものとする。 (1)～(5) (省略) (収益の分配の計算期間の中途において委託等がされた場合における源泉徴収不適用となる収益の分配の額の計算) 8－5 <u>措置法第8条第6項</u>に規定する計算において、……………。 措置法第41条の10((定期積金の給付補填金等の分離課税等))及び第41条の12((償還差益等に係る分離課税等))共通関係 (利子所得に係る取扱いの準用) 41の10・41の12共－1 措置法第41条の10第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>給付補填金等</u>」及び同法第41条の12第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「償還差益」については、……………。 附 則 (経過期的取扱い) <u>この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱い((源泉所得税関係))について」は、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号)(以下「改正法等」という。)による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合には、なお従前の例による。</u>	措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係 (委託等の期間の通算) 8－4 ……………、その収益の分配の支払を受ける金融機関以外の者の委託等がされていた期間(<u>同条第5項</u>に規定する委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間をいう。以下8－5までにおいて同じ。)がある場合には、………、その期間も<u>措置法規則第4条第4項</u>((金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間」に含まれるものとする。 (1)～(5) (同左) (収益の分配の計算期間の中途において委託等がされた場合における源泉徴収不適用となる収益の分配の額の計算) 8－5 <u>措置法第8条第5項</u>に規定する計算において、……………。 措置法第41条の10((定期積金の<u>給付補てん金等</u>の分離課税等))及び第41条の12((償還差益等に係る分離課税等))共通関係 (利子所得に係る取扱いの準用) 41の10・41の12共－1 措置法第41条の10第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>給付補てん金等</u>」及び同法第41条の12第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「償還差益」については、……………。 (新 設)